

佐伯市公告第 67 号

佐伯市窓口申請支援システム構築業務に係る公募型プロポーザルの実施について

令和 7 年度佐伯市窓口申請支援システム構築業務の受託者を選定するための公募型プロポーザルを次の要領において実施するので公告する。

令和 7 年 6 月 27 日

佐伯市長 富 高 国 子



※本プロポーザルは、佐伯市令和 7 年度 6 月補正予算成立を前提とした契約の事前準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる業務です。予算が成立しなかった場合、本プロポーザルの中止や事業内容の変更、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務の概要

(1) 業務名 佐伯市窓口申請支援システム構築業務委託

(2) 業務内容 別紙業務委託仕様書のとおり

(3) 履行期間

ア システム導入及び構築期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

イ システム運用管理期間

令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日（5 年間）

※地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 による長期継続契約を締結予定

(4) 委託限度額（提案上限額）

提案上限の金額は次のとおりとする。なお、当該金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものである。

ア システム導入及び構築費（イニシャルコスト）

15,083,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※令和 8 年 3 月 31 日までに発生する運用保守・システムサービス利用料等を含む。

※金額を超えた提案は無効とする。

イ 運用保守・システムサービス利用料等（ランニングコスト）

1,980,000 円（年額）（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※次年度以降の運用保守・システムサービス利用料については選定の基準額とし、超過したことによる失格の対象とはならない。

運用保守・システムサービス利用料等（ランニングコスト）については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 による長期継続契約を締結予定であるため、翌年度以降の歳入歳出予算の該当金額に減額又は削除があった場合は、当該契約を変更及び解除する場合がある。

2 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 佐伯市物品等供給契約の競争入札参加資格審査要綱（平成 24 年佐伯市告示第 155 号）に規定する有資格者又は規定する有資格者でない者で次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者

①商業登記履歴事項全部証明書

②法人税・消費税及び地方消費税の納税証明（その 3 の 3）

※滞納がないことが確認できること

③財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）

※最新 1 年分の決算数値がわかるもの

④印鑑登録証明書及び使用印鑑届（様式任意）

⑤誓約書（様式 6）

- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者又は同条第 2 項の規定に基づく佐伯市の入札参加制限を受けていない者であること。

- (3) 公告日から契約締結までの間のいずれの日においても佐伯市が発注する物品等供給契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等の基準（平成 24 年告示第 163 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 公告日以前 3 か月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続きの申立てをした者でないこと。ただし、更生手続き開始の決定を受けた者及び再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者を除く。

- (6) 本プロポーザルに参加しようとする個人又は法人の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、佐伯市暴力団排除条例（平成 23 年佐伯市条例第 43 号）第 6 条第 1 項に定める暴力団関係者でない者であること。

- (7) 令和4年4月以降に、国、地方公共団体において、類似業務の開発及び運用・保守業務を受託し、遅滞なく履行した実績を有する者であること。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が付与する「プライバシーマーク」又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証（ISO/IEC 27001）を取得していること。

3 実施スケジュール

内 容	時 期
公告（実施要領）等の配布	令和7年6月27日（金）
質問受付期限	令和7年7月8日（火）正午まで
質問回答期限	令和7年7月11日（金）
参加申込書提出期限	令和7年7月14日（月）17時まで
参加資格を有しない者への通知	令和7年7月15日（火）～7月17日（木）
企画提案書提出期限	令和7年7月25日（金）17時まで
プレゼンテーション	令和7年7月29日（火）
選定結果通知	令和7年8月1日（金）
契約締結	令和7年8月上旬を予定

4 プロポーザル参加手続等

(1) 担当課

郵便番号 876-8585

佐伯市中村南町1番1号（佐伯市役所本庁舎4階）

佐伯市役所総務部情報推進課 DX 推進係

電話番号 0972-22-4527

電子メールアドレス dx-suisin@city.saiki.lg.jp

(2) 提出様式及び部数

参加申込書（様式1） 1部

実績調書（様式2） 1部

プライバシーマーク又は ISMS 認証を取得していることを証明する書類 1部

(3) 提出期限

令和7年7月14日（月）17時まで

※持参による場合は、土日祝日を除く。

(4) 提出先

(1) の担当課

(5) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

(6) プロポーザル参加資格の確認及び通知

提出された申請書等に基づき、令和7年7月15日（火）までに参加資格を確認するものとする。参加資格を有する者に対する確認の通知は省略することができるものとし、参加資格を有しない者の通知は、令和7年7月17日（木）までに行うものとする。

(7) その他

当該業務に係る予算については現在市議会で審議中であるため、予算が成立しない場合は、本プロポーザルの中止や事業内容の変更、契約を締結しないことがあります。

5 仕様書等に関する質問について

(1) 質問の提出方法

ア 提出書類 質問書（様式3）

イ 提出方法 持参又は電子メール（受付期限内必着）

※電子メールを送信した場合は、送信した旨を4の（1）の担当課へ電話すること。

ウ 受付期限 令和7年7月8日（火）正午まで

エ 提出先 4の（1）の担当課

(2) 質問に対する回答方法

令和7年7月11日（金）までに、本市ホームページで公表する。ただし、軽微な質問等については、個別に電話等で回答する。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書（任意様式）

仕様書等の内容を踏まえ、別紙評価基準表の評価項目を網羅した提案内容とすること。

※仕様書に記載がない事項についても、有益な提案があれば記載すること。

※類似機能を有する代替案を提案することも可とするが、その場合、機能特徴やメリット・デメリット等について明示すること。

イ 業務実施体制（様式4）

ウ 会社概要（任意様式） ※パンフレット等で可

エ 見積書（様式5-1）

オ 見積明細書（様式5-2）

業務内容及び人件費等の積算内訳を記載すること。

提案上限額を超える見積書は受け付けないので留意すること。

見積書に記載する金額は契約金額ではなく、本プロポーザルにより受託候補者を選定するための企画提案書の一部であることに注意すること。

(2) 書類作成上の留意事項

ア 具体的な内容が把握することができるように、図や表などを用いて、事業内容を分かりやすく記述すること。また、記述にあたっては、専門知識を有しない者に対する配慮を行うこと。

イ 企画提案書は、A4版（横書き、文字の大きさ 10.5 ポイント以上、両面印刷 30 頁以内）を原則とする。資料の都合上、部分的に A3 版を使用する場合は、片袖折にして綴じ込むこと。

ウ 企画提案書類一式を上記（1）ア～オの順番に並べて綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

(4) 提出期限

令和 7 年 7 月 25 日（金）17 時まで

(5) 提出先

4 の（1）の担当課

(6) 提出部数

正本 1 部、副本 9 部

(7) その他

プロポーザル参加申込書を提出しても、提出期限までに（1）の企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

7 受託候補者の選定

(1) プレゼンテーション

ア 実施日時・場所 令和 7 年 7 月 29 日（火）

※プレゼンテーションは ZOOM を活用し、オンラインで実施する。時間及び ZOOM の招待用 URL 等は対象者に別途通知する。

イ 実施時間 40 分以内（提案説明 30 分以内、質疑応答 10 分以内）

ウ 企画提案書に基づいた内容とし、追加での提案説明や資料配布は認めない。

(2) 選定方法

別紙評価基準表に基づき、市職員で構成する選定委員会が企画提案書類、プレゼンテーション、ヒアリングにより提案内容を評価し、評価結果に対する選定委員会の審

査を経て、受託候補者を選定する。

選定委員会は、契約上限額の範囲内で、合計評価点が基準（総合点の6割以上）を満たした者の中から、合計点が最も高い提案者を受託候補者として選定する。複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

選定結果通知は、令和7年8月1日（金）にプレゼンテーションを行った全事業者に電子メールで行う。また、佐伯市ホームページにおいて公表する。

通知の内容に対する異議申し立てには一切応じない。

8 契約の締結

7で選定した受託候補者と協議し、契約手続きを進めるものとする。

なお、受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果の次点の者と順次交渉するものとする。

9 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為を行ったもの
- (5) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合

10 その他

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加申込書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 提出書類は、公表しないものとする。ただし、情報公開条例その他関係法令等に基づき、公表する必要があると認める場合はこの限りではない。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をするなどし、失格とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。